

(仮称) 内郷高坂太陽光発電所環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例
(平成10年福島県条例第64号) 第22条の2第1項の規定に基づく意見

令和元年12月23日

- 1 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合や、新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。
- 2 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- 3 生息が確認された希少な鳥類の保全措置について、繁殖期に営巣適地林近傍での工事を中止することや行動圏でのコンディショニング(施工規模の調整や段階的拡大等)を検討し、その結果を含めて評価書に記載すること。
- 4 事後調査については、評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を講じること。

また、事後調査を実施する場合には、太陽電池発電所の設置の工事の事業等が「環境影響評価法(平成9年法律第81号)」の対象事業に追加されたことに伴い改正が予定されている「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」も参照し、状況に応じ必要な保全措置を講じること。

5 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

特に、対象事業実施区域及びその周辺は閑静で、近傍には多数の住宅、多様な野生生物相その他の自然環境等が調和共存している場所となっていることから、調整池及び沈砂池の維持管理、希少な動植物の生息・生育環境に配慮した工事工程等の調整、太陽電池発電所設置後の太陽光パネルからの反射光による影響や工作物の撤去に伴う廃棄物の処分等、評価書に記載した環境保全措置を適切に行うこと。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれる。

6 事業の実施に当たっては、これまで作成した環境影響評価図書に寄せられた、いわき市長や住民等の意見も尊重すること。

事業の概要

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 事業者 | 株式会社一条工務店 |
| 2 | 事業の名称 | （仮称）内郷高坂太陽光発電所 |
| 3 | 事業の種類 | 工場又は事業場の用地の造成の事業 |
| 4 | 事業の規模 | 約107.5ヘクタール（出力：20メガワット） |
| 5 | 事業の実施区域 | いわき市内郷高坂町おさヶ作129-11 |